(別紙1)

インターネットによる開示請求の手順

<注意点>

環境省においては、インターネットによる<u>開示請求の受付</u>は可能ですが、当面は、インターネットによる開示ができないために、用紙又は電子媒体(フロッピーデイスク又はCD-R)を郵送することにより開示することとなります。

[実施手順]

環境省ホームページ(http://www.env.go.jp/)から、「各種の窓口・案内」にあ る「電子申請・届出窓口」をクリックします。

次に、「電子申請・届出等手続案内(電子申請・届出はこちら)」をクリックし ます。

次に、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する 法律に関する手続」をクリックします。

さらに、「ファィル記録事項の開示請求 [環境省]」をクリックします。

開いたページにある「案内情報」の「提出方法」にある「電子申請・届出開始」 ボタンをクリックすることで請求を行うことが可能となりますので、手続を行って ください。

<注意点>

手続に際しては、別途、返信用切手を貼付した返信用封筒を環境省開示窓口へ送付していただく必要があります。

その後、開示窓口で受付した後、手数料納付通知メールにより、手数料額を通 知をいたします。

通知のあった手数料額をインターネット(パソコン、携帯電話)やATMから 納入していただきます。

開示窓口で、手数料の納付済情報を確認した後、開示内容を送付します。